伊勢宮川中学校　いじめ防止基本方針

令和6年４月

**１、いじめ防止に関する基本理念**

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に入内な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあり、決して許されないものです。

いじめ問題への対応は本校おける最重要課題のひとつであり、一人の教員が抱え込むものではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要です。

　いじめはすべての生徒に関係する問題です。いじめ防止等の対策は、いじめがいじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分理解できるようにすることを旨としなければなりません。

**２、いじめの定義**

いじめ防止対策推進法では、いじめを次のように定義しています

　「いじめ」とは児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法第2条】

なお、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要であるとともに、いじめられた児童生徒本人や周辺の状況等の客観的な事実確認を行うことも重要です。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがあります。

1. 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
2. 仲間はずれ、集団による無視をされる
3. 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
4. ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
5. 金品をたかられる
6. 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
7. 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
8. パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる　等

なお上記のいじめには、犯罪行為として取り扱われるべきものがあり、それらについては、生徒の命や安全を守ることを最優先に、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求めます。

**３、いじめの禁止**

生徒はいじめを行ってはならない。

**４、学校及び職員の責務**

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学校生活を送ることができるように、保護者その他関係機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが発生した場合は適切かつ迅速に対処するとともに、その再発防止に努めます。

上記の考え方のもと、本校では全ての教職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ生徒はいない。」という基本認識にたち、全校の生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定しました。

**５、伊勢宮川中学校におけるいじめの防止等の基本的な考え方**

（１）いじめの未然防止

いじめは、どの生徒にもどこでもいつでも起こりうるものであることを踏まえ、いじめの問題克服のために、以下の考え方を基本とします。

ア　心の通う対人関係を構築できる社会性のある人間へと育み、いじめを生まない土壌をつくる社会をめざします。

イ　学校の教育活動全体を通じ、すべての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重しあえる態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことを大切にします。

ウ　いじめを行う背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育みます。

エ　すべての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりをめざします。

オ　人と人のつながりの重要性を子どもたちが体感できるよう、大人と子どものコミュニケーションを促進します。

カ　地域・家庭と一体になったいじめ問題への取組が重要であることを啓発していきます。

（２）いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携して、生徒の些細な変化に気づく力を高めることが必要です。このため、いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識することが必要です。

　いじめの早期発見のため、学校は学期に1回以上のアンケート調査や教育相談、電話相談窓口の周知に加え学習用端末等を活用し、生徒がいつでもいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ります。

（３）いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を、徹底して守り通します。何よりもいじめを受けた生徒の思いを尊重しながら、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導するなど、組織的な対応を行っていきます。

　また、家庭や教育委員会などへの連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要です。犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、生徒の命や安全を守ることを最優先に直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求めます。いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて支援・指導・助言に活かすようにします。学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、スマイルいせなどの相談窓口の活用も検討します。

近年増加しているインターネット上の不適切な書き込み等については、拡散を防ぐため、直ちに削除のための措置等をとります。生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察署に通報し、適切な支援を求めます。また、生徒が悩みを抱え込むことのないよう、ネット上の人権侵害情報に関する相談など、関係機関の取組を周知します。生徒のインターネット上のいじめの防止については、インターネットの正しい利用方法や危険性についての理解を深め、インターネットを利用するためのスキルを向上し、ネットリテラシーや情報モラル教育を推進するとともに、保護者への啓発活動を行います。

**６、いじめ問題に取り組むための校内組織**

ア　いじめ防止等対策委員会（生徒指導部会内）

毎週火曜日１限目にいじめ防止等対策委員会（生徒指導部会内）を開催します。

構成員は、校長、教頭、生徒指導主事、各学年部生徒指担当、養護、（必要に応じて）スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）など

イ　教育相談部会（おもに不登校）

毎月1回、教育相談部会を開催します。

構成員は、校長、教頭、養護、スクールカウンセラー（SC）、各学年部教育相談部員

ウ　職員会議

毎月１回職員会議を開催します。

全職員で情報共有するとともに、共通理解を図ります。

令和6年4月5日改定